



投票所への移動を 支援します

永平寺町では投票区・投票所再編に伴い、投票所が遠方になった方への支援として投票所までの公用車による移動支援を行います。

利用を希望する方は事前の申請が必要です。

利用区間

最寄りの集落センターから投票所
※途中下車・投票所以外への移動はできません。

利用料金

無料

対象者

投票区・投票所再編により投票所が遠方になった方であればどなたでも利用できます。

利用方法

1

・利用希望者は、選挙管理委員会事務局へ裏面「投票所移動支援利用申請書」を提出します。 **7月11日(金)×**

2

・選挙管理委員会事務局より選挙前日までに乗車場所・時間を本人に通知します。

3

・投票日当日、公用車が到着したら乗車して、投票所へ行きます。その際、上記の通知を提示してください。

4

・投票所で降車し、投票を行い、投票終了後、同じ公用車で帰宅してください。投票所での介助が必要な場合は職員にお申し出ください。

その他の 支援措置

投票日前日に従来の投票所を期日前投票所として開設しますので、そちらもご利用ください。

投票所移動支援利用申請書

ふりがな		生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
氏名			
住所	永平寺町		
連絡先 日中連絡がつく連絡先			
乗車場所	<ul style="list-style-type: none">志比堺ふれあい会館飯島集落生活改善センター轟ふれあい会館けやき台地区公民館諏訪問ふれあい会館諏訪問団地志比区公民館鳴鹿集落生活改善センター山鹿ふれあい会館牧福島集落生活改善センター浅見集落生活改善センター野中集落生活改善センター		
乗車希望時間	午前 時 分 午後		

※利用状況により、希望時間に添えないことがあります。

令和7年7月 11 日(金) 〆切

お問合せ
永平寺町選挙管理委員会事務局
TEL:0776-61-3941
FAX:0776-61-2434